

【小規模航路事業者用】安全管理規程 作成要領（チェックマニュアル）

安全管理規程（ひな形）	確認	作成要領
小規模航路事業者用 安 全 管 理 規 程 （ひな形） 令和 年 月 日 〇〇〇〇株式会社 —————（改ページ）————— 目 次 第1章 総則 第2章 経営の責任者の責務 第3章 安全管理の組織 第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名 第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制 第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限 第7章 安全管理規程の変更 第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画 第9章 運航の可否判断 第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達 第11章 輸送に伴う作業の安全の確保 第12章 輸送施設の点検整備 第13章 海難その他の事故の処理 第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等 第15章 雑則		（注1） 安全統括管理者は運航管理者を兼務できるが、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位に位置づけられていない運航管理者は安全統括管理者を兼務できない。 （注2） 船長が運航管理者を兼務している場合は、この作成要領と別表を参照して作成すること。
第1章 総則 （目的） 第1条 この規程は、経営の責任者が定める明確な安全方針に基づき、社内に安全最優先意識の徹底を図り、全従業員がこれを徹底して実行すべく、当社の使用する旅客船（以下「船舶」という。）の業務（付随する業務を含む。以下同じ。）を安全、適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって全社一丸となって輸送の安全を確保することを目的とする。	☐	

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	経営の責任者	事業者において最高位で指揮し、経営の責任を負う者（最高経営責任者）
(2)	安全管理体制	経営の責任者により、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
(3)	安全方針	経営の責任者がリーダーシップを発揮して主体的に関与し設定された輸送の安全を確保するための会社全体の意図及び方向性
(4)	安全重点施策	安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
(5)	安全統括管理者	事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
(6)	運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統轄責任者
(7)	運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者（営業所に勤務する場合は運航管理者の職務の一部を分掌する。）
(8)	運航管理者代行	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
(9)	陸上作業員	陸上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(10)	船内作業員	船舶上において、旅客又は車両の整理、誘導等の作業に従事する者
(11)	運航計画	起終点、寄港地、航行経路、航海速力、運航回数、発着時刻、運航の時季等に関する計画
(12)	配船計画	運航計画を実施するための船舶の特定、当該船舶の回航及び入渠、予備船の投入等に関する計画
(13)	配乗計画	乗組員の編成及びその勤務割りに関する計画
(14)	発航	現在の停泊場所を解らんして次の目的港への航海を開始すること
(15)	基準経路	航行経路の基準となる経路（発着場の位置、針路、変針点等）を示すもの
(16)	基準航行	基準経路を基準速力により航行すること
(17)	港内	港則法に定める港の区域内（港則法に定めのない港については港湾法に定める港湾区域内、港則法又は港湾法に定めのない港については社会通念上港として認められる区域内）。ただし、港域が広大であって船舶の運航に影響を与えるおそれのない港域を除く。
(18)	入港	港の区域内、港湾区域内等において、狭水路、関門等を通航して防波堤等の内部へ進航すること
(19)	運航	「発航」、「基準経路及び基準速力による航行の継続」又は「入港（着岸）」を行うこと
(20)	反転	目的港への航行の継続を中止し、発航港へ引返すこと
(21)	気象・海象	風速（10分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。）及び波高（隣り合った波の峰と谷との鉛直距離）
(22)	運航基準図	航行経路（起終点、寄港地、針路、変針点等）、標準運航時刻、航海速力、船長が甲板上の指揮をとるべき区間、その他航行の安全を確保するために必要な事項を記載した図面

第2条関係

1 「副運航管理者」を置くこととしている場合は、一般航路用のひな形を参考として規定する。

2 「(7) 運航管理補助者」
営業所に勤務する運航管理補助者は、運航管理者の職務を補佐するほか営業所における陸上作業等を実施している場合が多いので、(2)のとおり規定する。

3 「(9) 陸上作業員」及び「(10) 船内作業員」
(1) 自動車航送を伴わない旅客船の場合は、(9)及び(10)中「又は車両」を削除する。
(2) 営業所の陸上作業を運航管理補助者のみで行っている場合は「(9)」を、乗組員が1人又は極めて少数で特に規定しないでも作業遂行上支障がない場合は、「(10)」を規定する必要はない。

4 「(11) 運航計画」
通船の場合は寄港地がなく、観光船及び河川湖沼船の場合は寄港地がない場合が多いので、該当しない語句は削除する。また、通年運航する場合は「運航の時季」を、不定期船の場合は「発着時刻」を削除する等航路の実態に応じて規定する。

5 「(12) 配船計画」
多数の船舶を運航し、かつ、その営業形態から特定日の特定時刻便に船舶をあらかじめ特定することが困難な航路、例えば通船、川下り船、島巡り船等の場合は次のように規定することができる。
「 旅客の需要に見合う配船、入渠、予備船の投入等に関する計画」

6 「(13) 配乗計画」
上記5のような場合は次のように規定することができる。
「 乗組員の編成及び配員に関する計画」

7 「(14) 発航」
通船、河川湖沼船、観光船であって、目的港がない場合は、次のように規定する。
「 現在の停泊場所を解らんして目的の航行を開始すること」

8 「(17) 港内」
(1) 港の実態に応じて規定してよい。例えば航路のすべての港が港則法に定める港の場合は「港則法に定める港の区域内」と規定する。
(2) 通船、河川湖沼船の場合は規定する必要はない。

9 「(18) 入港」
入港の形態がない場合、例えば通船、河川湖沼船の場合は規定する必要はない。また運航基準第4条において「入港の中止」に代えて「着岸の中止」として規定する場合も規定する必要はない。

10 「(20) 反転」
目的港がない場合、例えば観光周遊船、通船の場合は「目的の航行の継続を中止し、発航港（発航地点）に引返すこと」と規定する。

11 「(21) 気象・海象」
「河」の場合には「海象」を「水象」とし、水位を規定する必要がある場合は(20)の意義を「風速（・・・）、視程（・・・）、波高（・・・）及び水位」と規定する。

12 「(22) 運航基準図」
寄港地がない場合は「寄港地」を、不定期船の場合は「標準運航時刻」を削除する等実態に応じて規定する。

(23)	船舶上	船舶の舷側より内側。ただし、舷てい、歩み板等船舶側から架設されたものがある場合はその先端までを含む。
(24)	陸上	船舶上以外の場所。ただし陸上施設の区域内に限る。
(25)	危険物	危険物船舶運送及び貯蔵規則第 2 条に定める危険物
(26)	陸上施設	岸壁（防舷設備を含む。） 、可動橋、人道橋、旅客待合室、駐車場等船舶の係留、旅客及び車両の乗降等の用に供する施設
(27)	車両	道路運送車両法第 2 条第 1 項に規定する「道路運送車両」
(28)	自動車	道路運送車両法第 2 条第 2 項に規定する自動車であって、 2 輪のもの以外のもの

- 13 「(26) 陸上施設」
自動車航送を伴わない旅客船の場合は次のように規定する。
「 岸壁（防舷設備を含む。） 、旅客待合室等船舶の係留、旅客の乗降等の用に供する施設」
- 14 自動車航送を伴わない旅客船の場合は、「(27) 車両」及び「(28) 自動車」を規定する必要はない。

(運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準) 第3条 この規程の実施を図るため、運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を定める。 2 船舶の運航については、この規程及び運航基準に定めるところによる。 3 旅客の乗下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ、船舶の離着岸等に係る作業方法、危険物の取扱い、旅客への遵守事項の周知等については、この規程及び作業基準に定めるところによる。 4 事故発生時の非常連絡の方法、事故処理組織、その他事故の処理に必要な事項については、この規程及び事故処理基準に定めるところによる。 5 地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合には、地震防災対策基準に定めるところにより、地震防災対策を実施するものとする。	□	第3条関係 1 運航基準及び作業基準は、原則として航路ごとに作成することとなるが、航路の自然的性質、船舶の交通状況等から安全確保上支障がないと認められる場合は各航路を統合した基準を作成することは差し支えない。 2 地震防災対策基準は、作成及び届出を義務付けるものではないが、地震防災対策上、作成することが望ましい。 但し、一般旅客定期航路事業者及び旅客不定期航路事業者であって、強化地域（大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第3条に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）内に起点、終点若しくは寄港地を有する航路を営む者（大震法第6条第1項に規定する者を除く。）、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「日本海溝法」という。）第3条に基づき指定された地域をいう。）内に起点、終点若しくは寄港地を有する航路を営む者（同法第5条第1項に規定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）及び南海トラフ地震防災対策推進地域（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南トラ法」という。）第3条に基づき指定された地域をいう。）内に起点、終点若しくは寄港地を有する航路を営む者（同法第5条第1項に規定する者を除き、南海トラフ地震に伴い、発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、当該航路を対象として大震法第7条第1項若しくは第2項に基づく「地震防災応急計画」、日本海溝法第7条第1項若しくは第2項に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画」、南トラ法第7条第1項若しくは第2項に基づく「南海トラフ地震防災対策計画」を作成することが義務付けられており、本基準（例）に準拠して作成された基準は、これらの計画とみなされることとされている。 3 自動車航送を伴わない旅客船の場合は、第3項中「車両の積込み、積付け及び陸揚げ」を削除する。 4 強化地域内に起点、終点若しくは寄港地を有する航路がある事業者にあつては、第5項を次により規定するものとする。 「5 地震が発生した場合、津波警報等が発せられた場合又は警戒宣言（大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項に規定するものをいう。）が発せられた場合には、地震防災対策基準に定めるところにより、地震防災対策を実施するものとする。」
第2章 経営の責任者の責務 (経営の責任者の主体的関与) 第4条 船舶による輸送の安全確保のため、経営の責任者は次に掲げる事項について主体的に関与し、当社全体の安全管理体制を適切に運営する。 (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則の徹底 (2) 安全方針の設定	□	

(3) 安全重点施策の策定及び確実な実行 (4) 重大な事故等に対する確実な対応 (5) 安全管理体制を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等を確実に使用できるようにすること (6) 安全管理体制の見直し		
(経営の責任者の責務) 第5条 経営の責任者は、確固たる安全管理体制の実現を図るため、その責務を的確に果たすべく、次条以下に掲げる内容について、確実に実施する。 2 経営の責任者は、事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施範囲を明らかにする。	☐	
(安全方針) 第6条 経営の責任者は、安全管理にかかわる当社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、当社内部へ周知する。 2 安全方針には輸送の安全確保を的確に図るために、次の事項を明記する。 (1) 関係法令及び社内規程の遵守と安全最優先の原則 (2) 安全管理体制の継続的改善 3 安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営の責任者の率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。 4 安全方針は、必要に応じて見直しを行う。	☐	
(安全重点施策) 第7条 安全方針に沿って、具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し実施する。 2 安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループがそれぞれ策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。 3 安全重点施策は、これを実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。 4 安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。	☐	
第3章 安全管理の組織 (安全管理の組織) 第8条 この規程の目的を達成するため、次のとおり安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者を置く。 (例) (1) 本社 安全統括管理者 1 人 運航管理者 1 人 運航管理補助者 若干人 (2) ○○営業所 運航管理補助者 若干人 2 本社及び各営業所の担当する区域は、次のとおりとする。 (例) (1) 本社 ○○岬沖～○○港～○○岬沖 (2) ○○営業所 ○○埼沖～○○港	☐	第8条関係 1 事業者が複数の輸送事業を営んでいる場合、安全統括管理者は、輸送事業ごとに選任するのが通常と考えられるが、要件に適合する場合は、1人が兼務することとしても差し支えない。 2 副運航管理者を置く場合は、一般航路用のひな形を参考として規定する（以下、この規程において同じ。）。 3 運航管理補助者が1人の場合は第1項（例）中「若干人」を「1人」と規定して差し支えない。 4 第2項において、本社が管理区域を有しない場合は、「本社及び」及び「(1) 本社○○～○○航路全域」を削除する。また比較的短距離航路の場合等で、本社が航路全域を管理しているような場合は、次のように規定することができる。 「(1) 本社 ○○～○○航路全域 (2) ○○営業所 ○○港内 (3) ○○営業所 ○○港内 」

		5 通船、河川湖沼船、観光船等の場合で本社が業務全般を管理し、営業所を設置していない場合は第2項を規定する必要はない。第1項（例）の「(2)」も削除する。 6 運航管理者が営業所に置かれている場合は、第1項（例）中「本社」を「〇〇営業所」とする。 7 運航管理者の補助者は、必ず選任すること。副運航管理者を選任している場合には、その補助者も選任すること。
第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名 （安全統括管理者の選任） 第9条 経営の責任者は、海上運送法施行規則第7条の4の2に規定された要件に該当する者の中から安全統括管理者を選任する。	☐	第9条関係 ひな形に準拠した内容を規定すること。
（運航管理者の選任） 第10条 経営の責任者は、安全統括管理者の意見を聴いて海上運送法施行規則第7条の4の3に規定する要件に該当する者の中から運航管理者を選任する。	☐	第10条関係 運航を委託している場合には、運航管理者を受託事業者の職員から選任しても差し支えないが、安全管理規程の作成及び運航管理者の選任は、委託事業者が行うこと。
（安全統括管理者及び運航管理者の解任） 第11条 経営の責任者は、安全統括管理者又は運航管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任するものとする。 (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引続き行うことが困難になったとき (3) 安全管理規程に違反することにより、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき	☐	第11条関係 ひな形に準拠した内容を規定すること。
（運航管理補助者の選任及び解任） 第12条 経営の責任者は、安全統括管理者及び運航管理者の推薦により運航管理補助者を選任する。 2 経営の責任者は、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聴いて運航管理補助者を解任する。	☐	第12条関係 ひな形に準拠した内容を規定すること。
（運航管理者代行の指名） 第13条 運航管理者は、本社の運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。 2 前項の場合において、運航管理者は2人以上の者を順位を付して指名することができる。	☐	第13条関係 1 運航管理者が営業所に置かれている場合は、第1項中「本社」を「〇〇営業所」とする。 2 本社の運航管理補助者が1人の場合は第2項を規定する必要はなく、第1項を「運航管理者は、本社の運航管理補助者を運航管理者代行に指名しておくものとする。」と規定する。将来の増員を考えてひな形のとおりに規定しておくことは差し支えない。
第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制 （安全統括管理者の勤務体制） 第14条 安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければならない。 2 安全統括管理者がその職務を執ることができないときは経営の責任者が職務を執るものとする。	☐	第14条関係 ひな形のとおりに規定する。

(運航管理者の勤務体制) 第15条 運航管理者は、船舶が就航している間は、原則として本社に勤務するものとし、船舶の就航中に職場を離れるときは本社の運航管理補助者と常時連絡できる体制になければならない。 2 運航管理者は、前項の連絡の不能その他の理由により、その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめ運航管理者代行にその職務を引継いでおくものとする。ただし、引継ぎ前に運航管理者と運航管理補助者の連絡が不能となったときは、連絡がとれるまでの間運航管理者代行が自動的に運航管理者の職務を執るものとする。	□	第15条関係 運航管理者が営業所におかれている場合は、第1項中「本社」を「○営業所」とする。
(運航管理補助者の勤務体制) 第16条 運航管理補助者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内に船舶が就航している間は、原則として当該営業所に勤務するものとする。勤務中、やむを得ず職場を離れる等その職務を執ることができないと認めるときは、あらかじめその旨を運航管理者に連絡しなければならない。	□	第16条関係 1 本条の前段(「運航管理補助者は……勤務するものとする。」)を次のように規定してもよい。 「 営業所に勤務する運航管理補助者は、当社の使用船舶が就航している間は、原則として営業所に勤務するものとする。」 2 通船、河川湖沼船、観光船の場合で寄港地がなく、運航管理者が勤務するところで乗下船作業が行われているような場合は、本条を規定する必要はない。
第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限 (安全統括管理者の職務及び権限) 第17条 安全統括管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。 (1) 安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持すること。 (2) 安全管理体制の課題又は問題点を把握するために、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無を経営の責任者へ報告し、記録すること。 (3) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を当社内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。	□	第17条関係 ひな形のとおり規定する。
(運航管理者の職務及び権限) 第18条 運航管理者の職務及び権限は、次のとおりとする。 (1) この規程の次章以下に定める職務を行うほか、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般(当該業務の実施状況について、正確に記録し、備置き、保存することを含む。)を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。 (2) 船舶の運航全般に関し、船長と協力して輸送の安全を確保すること。 (3) 運航管理員及び陸上作業員を指揮監督すること。 2 運航管理者の職務及び権限は、法令に定める船長の職務及び権限を侵し、又はその責任を軽減するものではない。	□	第18条関係 1 陸上作業員が居らず運航管理補助者のみで陸上作業を実施している場合は、第1項(3)の「及び陸上作業員」を削除する。 2 船員法非適用船を使用している場合は、第2項中「法令に定める」を「従来の」とする。
(運航管理補助者の職務) 第19条 本社に勤務する運航管理補助者は、運航管理者を補佐するほか、運航管理者がその職務を執行できないときは、第13条第2項の順位に従いその職務を代行するものとする。 2 営業所に勤務する運航管理補助者は、自己の勤務する営業所の管理する区域内にある船舶の運航の管理に関して、運航管理者を補佐するとともに運航管理者の指揮を受けて次の事項を実施するものとする。 (1) 陸上における危険物その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する作業の指揮監督	□	第19条関係 1 運航管理者が営業所に置かれている場合は、第1項中「本社」を「○営業所」とする。 2 自動車航送を伴わない旅客船の場合は、第2項(1)中「指揮監督」を「実施」とし、第2項(2)を次のように規定する。

(2) 陸上における旅客の乗下船、車両の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際における作業の指揮監督並びに船舶上におけるこれらの作業に関する船長への助言 (3) 陸上施設の点検及び整備 (4) 乗船待ちの旅客に対する遵守事項等の周知		
第7章 安全管理規程の変更 (安全管理規程の変更) 第20条 安全統括管理者又は運航管理者は、それぞれの職務に関し、関係法令の改正、社内組織又は使用船舶の変更、航路の新設又は廃止等、この規程の内容に係る事項に常に留意し、当該事項に変更が生じたときは船長の意見を聴取のうえ、遅滞なく規程の変更の発議をしなければならない。 2 経営の責任者は、前項の発議があったときは、関係の責任者の意見を参考として規程の変更を決定する。	□	第20条関係 ひな形に準拠した内容を規定すること。
第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画 (運航計画及び配船計画の作成及び改定) 第21条 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。 2 第1項により作成又は改定された運航計画又は配船計画は、計画が使用されなくなった日から1年間保存すること。	□	第21条関係 河川湖沼船の場合は、次のように規定する。 「 運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は使用船舶の性能、〇〇河（〇〇湖）の自然的性質等についてその安全性を検討するものとする。」
(配乗計画の作成及び改定) 第22条 配乗計画を作成又は改定する場合は、運航管理者は法定職員が適正に確保されているか、乗組員が過労になることはないか、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているか、小型船舶にあっては、乗組員が船員法第118条の4又は第118条の5第1項の規定による特定教育訓練を終了しているか等について、その安全性を検討するものとする。 2 第1項により作成又は改定された配乗計画は、計画が使用されなくなった日から1年間保存すること。	□	第22条関係 1 監督官庁等の指導又は業務の安全な遂行のために法定職員以外の乗組員を配乗させる場合はひな形のとおり規定し、そうでない場合は「並びに法定職員以外の乗組員」を削除して規定することができる。 2 小型船舶を有しない場合は、第1項中「、小型船舶にあっては、乗組員が船員法第118条の4又は第118条の5第1項の規定による特定教育訓練を終了しているか」を削除する。
(運航計画、配船計画及び配乗計画の臨時変更) 第23条 運航計画、配船計画又は配乗計画を臨時に変更する必要がある場合は、前2条に準じ運航管理者がその安全性を検討するものとする。 2 船舶、陸上施設又は港湾の状況が船舶の運航に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、船長及び運航管理者は、協議により運航休止、寄港地変更等の運航計画又は配船計画の臨時変更の措置をとらなければならない。 3 第1項により変更された運航計画又は配船計画は、計画が使用されなくなった日から1年間保存すること。	□	第23条関係 第2項は、第8章が気象・海象の悪化による運航の中止を定めているのに対し、船舶の損傷、係留施設の破損等によって船舶の運航に支障を来した場合の運航の休止、寄港地抜港等を規定したものであり、通船及び河川湖沼船の場合は「陸上施設又は港湾」を「又は陸上施設」とし、寄港地がない場合は「寄港地変更」を削除する等航路の実態に応じて規定する。
第9章 運航の可否判断 (運航の可否判断) 第24条 船長は、適時、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとらなければならない。 2 船長は、運航中止に係る判断が困難であると認めるときは、運航管理者と協議するものとする。 3 運航管理者は、台風等の荒天時において、船長からの求めがある場合には、第29条各事項の情報提供を行うとともに、必要に応じ、避航や錨泊による運航中止の措置に関する助言等適切な援助に努めるものとする。	□	第24条関係 ひな形に準拠した内容を規定すること。

4 第2項の協議において両者の意見が異なるときは、運航を中止しなければならない。 5 船長は、運航中止の措置をとったときは、速やかに、その旨を運航管理者に連絡しなければならない。 6 運航管理者は、船長が運航中止の措置又は運航の継続措置をとったときは、速やかに、その旨を安全統括管理者へ連絡しなければならない。 7 運航中止の措置をとるべき気象・海象の条件及び運航中止の後に船長がとるべき措置については、運航基準に定めるところによる。		
(運航管理者の指示) 第25条 運航管理者は、運航基準の定めるところにより運航が中止されるべきであると判断した場合において、船長から運航を中止する旨の連絡がないとき又は運航する旨の連絡を受けたときは、船長に対して運航の中止を指示するとともに、安全統括管理者へ連絡しなければならない。 2 運航管理者は、いかなる場合においても船長に対して発航、基準航行の継続又は入港を促し若しくは指示してはならない。	☐	第25条関係 通船、河川湖沼船その他運航基準において「入港の中止」に代えて「着岸の中止」として規定している場合は、第2項中「入港」を「着岸」とする。
第26条 経営の責任者又は安全統括管理者は、濃霧注意報の発令など運航基準の定めるところにより運航が中止されるおそれがある情報を入手した場合、直ちに、運航管理者へ運航の可否判断を促さなければならない。 2 経営の責任者又は安全統括管理者は、運航管理者から船舶の運航を中止する旨の連絡があった場合、それに反する指示をしてはならない。 3 経営の責任者又は安全統括管理者は、船長が運航の可否判断を行い、運航を継続する旨の連絡が(運航管理者を経由して)あった場合は、その理由を求めなければならない。理由が適切と認められない場合は、運航中止を指示しなければならない。	☐	第26条関係 ひな形のとおり規定する。
(運航管理者の援助措置) 第27条 運航管理者は、船長から臨時寄港する旨の連絡を受けたときは、当該寄港地における使用岸壁の手配等適切な援助を行うものとする。	☐	第27条関係 航路沿いに臨時寄港する港がない場合及び無線設備がない場合は、規定する必要はない。
(運航の可否判断等の記録) 第28条 運航管理者及び船長は、運航の可否判断(判断に至った気象・海象・水象(風速、視程及び波高)情報を含む)、運航中止の措置及び協議の結果等を記録し、最後に記録された日から1年間保存しなければならない。	☐	第28条関係 ひな形のとおり規定する。
第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達 (運航管理者の措置) 第29条 運航管理者は、次に掲げる事項を把握し、(4)及び(5)については必ず、その他の事項については必要に応じ船長に連絡するものとする。 (1) 気象・海象に関する情報 (2) 港内事情、航路の自然的性質 (3) 陸上施設の状況 (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報 (5) 乗船した旅客数及び車両数 (6) 営業所における乗船待ちの旅客数及び車両数 (7) 船舶の動静 (8) その他航行の安全の確保のために必要な事項	☐	第29条関係 1 自動車航送を伴わない旅客船の場合には(5)及び(6)中「及び車両数」を削除する。 2 河川湖沼船の場合には(2)は「○○川の状況」又は「○○湖の状況」とし、(4)及び(7)は削除する。

(船長の措置) 第30条 船長は、次に掲げる場合には必ず運航管理者に連絡しなければならない。 (1) 発航前検査(点検)を終え出港するとき (2) 運航基準に定められた地点に達したとき (3) 入港したとき (4) 事故処理基準に定める事故が発生したとき (5) 運航計画又は航行の安全に係わりを有する船体、機関、設備等の修理又は整備を必要とする事態が生じたとき 2 船長は、次に掲げる事項の把握に努め、必要に応じ運航管理者に連絡するものとする。 (1) 気象・海象に関する情報 (2) 航行中の水路の状況	□	第30条関係 1 船員法非適用船舶の場合は、第1項中「発航前検査」を「発航前点検」、「始業点検」等とする。 2 第1項(2)の地点を定める必要がない場合(運航基準第10条参照)又は無線設備がない場合は、(2)を規定する必要はない。 3 河川湖沼船の場合は、第2項(1)中「海象」を「水象」とする。
(運航基準図) 第31条 運航管理者は、船長と協議して運航基準図を各航路及び船舶ごとに作成し、各船舶及び営業所に備え付けなければならない。 2 運航基準図に記載すべき事項は運航基準に定めるところによる。 3 第1項により作成された運航基準図は、運航基準図が使用されなくなった日から1年間保存すること。	□	第31条関係 船舶の形態、性能等から各船共通の運航基準図で支障がない場合は、第1項中「及び各船舶」を削除する。また航路が一つで各船共通の運航基準図を作成すればよい場合は、第1項中「各航路及び各船舶ごとに」を削除する。
第11章 輸送に伴う作業の安全の確保 (作業体制) 第32条 運航管理者は陸上従業員の中から陸上作業員を、船長は乗組員の中から船内作業員を指名する。 2 運航管理者は陸上作業員の中から陸上作業指揮者を、船長は船内作業員の中から船内作業指揮者を指名する。 3 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。 4 作業員の具体的配置、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者の所掌、その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。	□	第32条関係 1 自動車航送を伴わない旅客船の場合は規定しないことができる。 2 運航管理補助者が直接陸上作業を指揮している場合は、本条を次のように規定する。 「第22条 運航管理者は陸上従業員の中から陸上作業員を、船長は乗組員の中から船内作業員を指名する。 2 船長は、船内作業員の中から船内作業指揮者を指名する。 3 運航管理補助者及び船内作業指揮者は、緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めなければならない。 4 作業員の具体的配置、船内作業指揮者の所掌、その他の作業体制については作業基準に定めるところによる。」
(危険物等の取扱い) 第33条 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いは、法令及び作業基準に定めるところによる。	□	第33条関係 その他の旅客の安全を害するおそれのある物品とは、刀剣、銃器、兵器、荷造りの不完全なもの、破損しやすいもの等をいう。
(旅客の乗下船等) 第34条 旅客の乗船及び下船、車両の積込み、積付け及び陸揚げ並びに船舶の離着岸時の作業については作業基準に定めるところによる。	□	第34条関係 自動車航送を伴わない旅客船の場合は次のように規定する。 「旅客の乗下船及び船舶の離着岸時の作業については、作業基準に定めるところによる。」
(車両区域の立入制限) 第35条 船長は、原則として、離岸後着岸するまでの間(以下「航行中」という。以下同じ。)、次に掲げる自動車の運転者、同乗者又は監視人(以下、「運転者等」という。)以外の旅客が車両区域に立入ることを禁止する措置を講じなければならない。 (1) 危険物積載車	□	第35条関係 1 自動車航送を伴わない旅客船の場合は規定する必要はない。 2 危険物積載車を搭載しないこととしている場合は、(1)は削除する。また短距離航路等のため(2)及び(3)の該当事例がない場合は、(2)及び(3)を規定する必要はない。(1)、(2)及び(3)を規定する必要はない。

(2) 家畜等積載車（家畜、魚その他の動物の給餌、監視を必要とする場合に限る。） (3) ミキサー車又は保冷車等（車両区域に電源設備がない等の理由でエンジンを作動させることが真にやむを得ない場合に限る。） (4) 救急車、消防車、警察車両その他の自動車であって、船長が、車内に運転者等がとどまる必要があると認めたもの（やむを得ないと認めるときはエンジンの作動を認めるものとする。）。 2 船長は、やむを得ず旅客（前項各号の運転者等を除く。）を車両区域に立ち入らせる場合は、乗組員を立合わせるものとする。		場合は、本文中「次に掲げる自動車の運転者又は監視人以外の」を削除し、(1)、(2)及び(3)を削除する。
（発航前点検） 第36条 船長は、発航前に船舶及び乗組員の健康状態が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。 2 発航前点検を実施したときは、その結果を記録し、1年間保存すること。	□	第36条関係 1 船員法非適用船舶の場合は、同適用船舶に準じて点検箇所、点検要領を定めた点検簿を作成し、同点検簿に従って発航前点検を行うよう規定する。 2 「発航前点検」は「発航前検査」又は「始業点検」としても差し支えない。 3 船員法非適用船舶の発航前点検の項目は、以下に掲載している「発航前検査記録簿」を参考とすること。 https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000050.html
（船内巡視） 第37条 船長は、別紙「船内巡視実施要領」に従い乗組員をして旅客室その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。 2 船内巡視員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに速やかに船長に報告するものとする。 3 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合の当該事項を含む。）を船長に報告するものとする。 4 船内巡視を実施したときは、その結果を巡視記録簿に記録し、1年間保存すること。	□	第37条関係 1 ひな形は船員法に定める巡視制度が適用される船舶についての規定例である。 2 上記巡視制度の適用のない船舶の場合は、次のように規定する。 「（船内点検） 第37条 船長は、離岸後速やかに乗組員をして旅客室その他必要と認める場所を点検させ法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。 2 ひな形の2のとおり規定する。 3 船内点検員は、異常の有無を船長に報告するものとする。」 3 上記2の船舶であって、通船等小型の船舶の場合は、次のように規定することができる。 「（船内点検） 第37条 船長は、航海中、船内の状況に留意し、直接状況を見られない場所その他必要と認める場所については乗組員に点検させるものとする。」
（旅客等の遵守すべき事項等の周知） 第38条 運航管理者及び船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、それぞれ陸上及び船内において、旅客等の遵守すべき事項及び注意すべき事項の周知徹底を図らなければならない。	□	第38条関係 船員法非適用船舶の場合は「法令及び」を削除する。
（飲酒等の禁止） 第39条 安全統括管理者等は、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。 2 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15 mg以上である間、当直を実施してはならない。 3 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15 mg以上である間、当直を実施させてはならない。 4 アルコール検査等を実施したときは、その結果を記録し、1年間保存すること。	□	第39条関係 1 「アルコール検知器を用いたアルコール検査体制」の確実な実施のため、社内規定等において、各事業者におけるアルコール検査の実施方法等について具体的に示したアルコール検査要領等を整備すること。 2 アルコール検査要領等の作成にあたっては、以下に掲載している例を参考とすること。

		https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000021.html
第12章 輸送施設の点検整備 (船舶検査結果の確認) 第40条 運航管理者は、船舶が法令に定める船舶検査を受検したときは、当該検査の結果を確認しておくものとする。	☐	第40条関係 ひな形に準拠した内容を規定すること。
(船舶の点検整備) 第41条 船長は、船体、機関、諸設備、諸装置等について、点検簿を作成し、それに従って、原則として毎日1回以上点検を実施するものとする。ただし、当日、発航前検査を実施した事項については点検を省略することができる。 2 船長は、前項の点検中、異常を発見したときは、直ちにその概要を運航管理者に報告するとともに、修復整備の措置を講じなければならない。 3 船舶の点検整備を行ったときは、その結果を記録し、1年間保存すること。	☐	第41条関係 1 点検簿には点検者、点検箇所等を定めておくものとする。 2 船舶点検実施要領を定めている場合は、第1項を次のように規定する。 「 船長は、船舶点検実施要領に基づいて船舶の船体、機関、諸設備、諸装置等の点検を実施するものとする。」 3 第36条を発航前点検としている場合は、第1項中「発航前検査」を「発航前点検」とする。
(陸上施設の点検整備) 第42条 運航管理者は、陸上施設点検簿に基づいて、毎日1回以上、係留施設（浮き桟橋、岸壁、ビット、防舷材等）、乗降用施設（タラップ、歩み板等）、転落防止施設（ハンドレール、チェーン等）等について点検し、異常のある箇所を発見したときは、直ちに修復整備の措置を講じなければならない。 なお、当該施設が港湾管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復整備を求めるものとする。 2 陸上施設の点検整備を行ったときは、その結果を記録し、1年間保存すること。	☐	第42条関係 陸上施設点検簿には点検者、点検箇所等を定めておくものとする。
第13章 海難その他の事故の処理 (事故処理に当たっての基本的態度) 第43条 事故の処理に当たっては、次に掲げる基本的態度で臨むものとする。 (1) 人命の安全の確保を最優先とすること。 (2) 事態を楽観視せず常に最悪の事態を念頭におき措置を講ずること。 (3) 事故処理業務は、すべての業務に優先して実施すること。 (4) 船長の対応措置に関する判断を尊重すること。 (5) 陸上従業員は、陸上でとりうるあらゆる措置を講ずること。	☐	第43条関係 ひな形に準拠した内容を規定すること。
(船長のとるべき措置) 第44条 船長は、自船に事故が発生したときは、人命の安全の確保のための万全の措置、事故の拡大防止のための措置、旅客の不安を除去するための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故処理基準に定めるところにより、事故の状況及び講じた措置を速やかに運航管理者及び海上保安官署等に連絡しなければならない。この場合において措置への助言を求め、援助を必要とするか否かの連絡を行わなければならない。 2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難通信（遭難信号）又は緊急通信を発しなければならない。	☐	第44条関係 1 河川湖沼船の場合は、第1項中「海上保安官署等」を「警察官署等」とする。 2 通信波の関係等により、船舶から直接、海上保安官署等へ連絡できない場合は、第1項中「この場合において・・・・・・行わなければならない。」を削除してよい。 3 無線設備がない場合は、第2項を次のように規定する。 「2 船長は、自船が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合は、直ちに遭難信号を発ししなければならない。 なお、電話（衛星・携帯）がある場合は、併せて「118番」（河川湖沼船の場合は「110番」）へ通報しなければならない。」
(運航管理者のとるべき措置)	☐	第45条関係

第45条 運航管理者は、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったとき又は船舶の動静を把握できないときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、安全統括管理者へ速報しなければならない。		事故の状況によっては非常対策本部を設置して対処することとしている場合は、一般航路用の規程（ひな形）を参考として規定する。
（経営の責任者及び安全統括管理者のとりべき措置） 第46条 安全統括管理者は、運航管理者等からの連絡によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとるとともに、経営の責任者へ速報しなければならない。 2 経営の責任者及び安全統括管理者は、事故状況、被害規模等を把握・分析し、運航再開前に適切な対応措置を講じなければならない。また、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講じなければならない。	☐	第46条関係 ひな形のとり規定する。
（事故の処理） 第47条 事故の処理は、事故処理基準に定める事故処理組織により行うものとする。	☐	第47条関係 事故の状況によっては非常対策本部を設置して対処することとしている場合は、一般航路用の規程（ひな形）を参考として規定する。
（通信の優先処理） 第48条 事故関係の通信は、最優先させ、迅速かつ確実に処理されなければならない。	☐	第48条関係 ひな形に準拠した内容を規定すること。
（関係官署への報告） 第49条 運航管理者は、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めなければならない。	☐	第49条関係 河川湖沼船の場合は「及び海上保安官署」を削除する。また、警察官署に事故報告をすることとなっている場合は「海上保安官署」を「警察官署」とする。
（例1）（事故調査委員会） 第50条 経営の責任者は、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善に資するため、必要に応じ事故調査委員会を設置するものとする。 2 事故調査委員会の構成は、事故処理基準に定めるところによる。 （例2）（事故の原因等の調査） 第50条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発の防止及び事故処理の改善を図るものとする。	☐	第50条関係 （例1）は、事故調査委員会を設置する場合の規定例、（例2）は比較的組織が小さく事故調査委員会を設置するまでもない場合の規定例である。
第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等 （安全教育） 第51条 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項（避難港の活用に関する教育を含む。）について理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施し、その周知徹底を図らなければならない。 2 安全統括管理者及び運航管理者は、事故等が発生した場合は、遅滞なく、乗組員等に対し、事故等の再発防止に向けた安全教育を実施するとともに、航路の状況及び海難その他の事故及びインシデント（事故等の損害を伴わない危険事象）事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。	☐	第51条関係 1 「〇〇部」は教育・研修担当部である。組織が小さく、運航管理者の所掌に教育・研修がある場合は「〇〇部と協力して」を削除する。 2 避難港を設置していない場合は、第1項中「（避難港の活用に関する教育を含む。）」を削除する。
（操練） 第52条 船長は、法令に定める操練を行ったときは、その実施状況を運航管理者に報告するものとする。	☐	第52条関係 船員法に定める操練が適用される場合の規定例である。

(訓練) 第53条 安全統括管理者及び運航管理者は、経営の責任者の支援を得て関係者とともに年1回以上事故処理及び避難港の活用に関する訓練を実施しなければならない。訓練は、全社的体制で処理する規模の事故を想定した実践的なものとする。この場合、前条の操練は当該訓練に併せて実施することができる。	☐	第53条関係 避難港を設置していない場合は、第1項中「及び避難港の活用」を削除する。
(記録) 第54条 運航管理者は、前3条の教育等を実施したときは、その概要を記録簿に記録し、3年間保存すること。	☐	
(内部監査及び見直し) 第55条 内部監査を行う者は、経営の責任者の支援を得て関係者とともに年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全管理体制全般にわたり内部監査を行うものとし、船舶の監査は停泊中及び航海中の船舶について行うものとする。さらに、重大事故が発生した場合には速やかに実施する。 2 内部監査にあたっては、経営の責任者は、その重要性を社内に周知徹底する。 3 内部監査を行うに際し、安全管理体制の機能全般に関し見直しを行い、改善の必要性、実施時期について評価し、改善に向け作業する。 4 内部監査及び見直しを行ったときは、その内容を記録し、3年間保存する。 5 内部監査を行う者は、安全統括管理者及び運航管理者等が業務の監査を行うほか、特に陸上側の安全管理体制については、監査の客観性を確保するため当該部門の業務に従事していない者が監査を行う。	☐	
第15章 雑則 (安全管理規程等の備付け等) 第56条 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの職務に応じ、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）及び運航基準図を船舶、営業所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備え付けなければならない。 2 安全管理体制を確立し、実施し、維持するために、それぞれの職務に関し作成した各種文書はそれぞれの職務に応じ適切に管理する。	☐	
(情報伝達) 第57条 安全統括管理者は、パソコン、社内LAN等を活用した輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化を行うとともに容易なアクセス手段を用意する。 2 輸送の安全に係る運航・整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門が、現場の顕在的課題、潜在的課題等を、経営の責任者への直接上申する手段（目安箱、社内メール等）を用意する。 3 安全統括管理者は前項の上申又はその他の手段他により安全に係る意見等の把握に努め、その検討、実現反映状況等について社内へ周知する。 4 安全統括管理者は、次に掲げる輸送の安全に係る情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。 (1) 輸送の安全に関する基本的な方針 (2) 輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況 (3) 安全管理規程（運航可否判断のフロー図を含む） (4) 安全統括管理者、運航管理者に係る情報（特定の個人を識別することができる情報を除く） 5 安全統括管理者は、毎事業年度の経過後100日以内に、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するとともに、遅滞なく、その内容を運輸局等に報告する。 (1) 事業の用に供する船舶ごとの救命設備及び通信設備の搭載の状況その他の事業の用に供する船舶に係る情報	☐	第57条関係 第4項(1)～(4)により公表する情報は以下のとおり。 (1) 輸送の安全に関する基本的な方針 ・第6条に基づく安全方針 記載例) 関係法令の遵守と安全を最優先とする (箇条書き、簡潔な一文で述べることも可) (2) 輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況 ・第7条に基づく安全重点施策及びその達成状況 記載例) ○年度は、運航可否の判断の適切な実施により、気象悪化に伴う事故をゼロにする ⇒達成状況：… (3) 安全管理規程（運航可否判断のフロー図を含む） ・第3条第1項に規定する各種基準を含む（企業情報及び個人情報等は除くことも可） (4) 安全統括管理者、運航管理者に係る情報 記載例) 安全統括管理者：代表取締役 R○.○.○選任 運航管理者：○○課長 R○.○.○選任

(2) 事業の用に供する船舶の事故に係る情報 6 安全統括管理者は、前2項に規定する事項のほか、行政処分（輸送の安全の確保に関する命令等）を受けたときは、当該処分の内容並びに当該処分の事由となった事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、遅滞なくインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。		
附 則 この規程は、令和 年 月 日より実施する。		

別表 船長が運航管理者である場合

条項		常時就航している船舶が 複数の場合	常時就航している船舶が 1隻の場合
第8条（安全管理の組織）	第1項	（例）(1)本社（〇〇丸）運航管理者（船長）1人	左に同じ
第13条（運航管理者代行の指名）	第1項	「運航管理者は、船長又は本社の運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。」	「運航管理者は、本社の運航管理補助者の中から運航管理者代行を指名しておくものとする。」
第15条（運航管理者の勤務体制）	第1項	(1)「本社に勤務するものとし」を「〇〇丸に勤務し」とする。 (2)乗船勤務の前後に本社で執務する場合は、上記を「本社又は〇〇丸に勤務し」とする。	第1項全文を次のように規定する。 「運航管理者は、〇〇丸に勤務するものとする。」
	第2項	「前項の連絡の不能」を「下船」とする。	左に同じ
第16条（運航管理補助者の勤務体制）		(1)無線設備がある場合は第1項を次のように規定し、ひな形の規定を第2項とする。 「本社の運航管理補助者は、船舶が就航している間は原則として本社に勤務して運航管理者と常時連絡できる体制になければならない。」 (2)無線設備がない場合かつ、船側連絡者側双方が携帯電話送受信圏外の場合は第1項を次のように規定し、ひな形の規定を第2項とする。 「本社の運航管理補助者は、船舶が就航している間は原則として本社に勤務しななければならない。」	(1)左に同じ (2)左に同じ
第18条（運航管理者の職務権限）	第1項		(2)中、「船長と協力して」を削除する。
	第2項		削除する。
第20条（安全管理規程の変更）	第1項		「船長の意見を聴取し」を削除する。
第23条（運航計画等の臨時変更）	第2項		「船長及び運航管理者は協議により」を「運航管理者（船長）は」とする。
第24条（運航の可否判断）	第2項 第4項 第5項		削除する。
第25条（運航管理者の指示）		運航管理者（船長）は運航を中止する場合、安全統括管理者を経由して経営の責任者へ連絡しなければならない。	〃
第27条（運航管理者の援助措置）		削除する。	〃

第29条（運航管理者の措置）		本文を次のように規定する。 「運航管理者は、次に掲げる事項を把握しておくものとする。」
第30条（船長の措置）		削除する。
第31条（運航基準図）		第1項を次のように規定する。 「運航管理者は、運航基準に定める事項を記載した運航基準図を作成しなければならない。」 第2項を削除し、第3項を第2項とする。
第38条（旅客等の遵守すべき事項等の周知）		「運航管理者及び船長」を「運航管理者（船長）」とする。
第40条（船舶検査結果の確認）		削除する。
第41条（船舶の点検整備）	第2項	「その概要を運航管理者に報告するとともに」を削除する。
第44条（船長のとるべき措置）	第1項	「運航管理者」を「本社」又は「本社の運航管理補助者」とする。
第52条（操練）		削除する。

（注） 常時就航している船舶が1隻の場合、条文中「運航管理者は、・・・」を「船長は、・・・」としても支障ない場合があるが、運航管理者の職務権限と船長の職務権限を明確にするという見地から上記のとおり例示したものである。

運航基準（ひな形）	確認	作成要領																																						
小規模航路事業者用 運航基準（ひな形） 令和 年 月 日 〇〇〇〇株式会社 目次 第1章 目的 第2章 運航の可否判断 第3章 船舶の航行																																								
第1章 目的 （目的） 第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、〇〇航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。	☐	第1条関係 波高、風速、視界等について航路毎に定めること。ただし、同一航路の使用船舶に差異があるときは、必要に応じて船舶ごとに定めること。																																						
第2章 運航中止条件 （発航の可否判断） 第2条 発航前に運航を中止すべき条件は、発航地港内及び航行予定の海域上の気象・海象・水象（風速、視程及び波高）に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。 <table><tr><th rowspan="2">港・地点名</th><th colspan="3">発航中止条件</th></tr><tr><th>風速</th><th>波高</th><th>視程</th></tr><tr><td>〇港</td><td>m/s 以上</td><td>m以上</td><td>m以下</td></tr><tr><td>〇港</td><td>m/s 以上</td><td>m以上</td><td>m以下</td></tr><tr><td>〇〇海域上</td><td>m/s 以上</td><td>m以上</td><td>m以下</td></tr></table> 2 船長及び運航管理者は、発航予定時刻の〇時間前時点及び発航予定時刻直前の〇分前時点に、前項の気象・海象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手すること。 <table><tr><th rowspan="2">港・地点名</th><th colspan="3">情報の入手元</th></tr><tr><th>風速</th><th>波高</th><th>視程</th></tr><tr><td>〇港</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>〇港</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>〇〇海域上</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 3 船長及び運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の発航中止を決定し、旅客の下船その他の適切な措置をとること。 4 船長及び運航管理者は、第2項により入手した気象・海象に関する情報や予報の他、漁業者が発航を見合せている場合及び自社が加盟する地域旅客船安全協議会の会員又は構成員からの意見により、発航を中止すべき事実を把握したときは、発航を中止すること。	港・地点名	発航中止条件			風速	波高	視程	〇港	m/s 以上	m以上	m以下	〇港	m/s 以上	m以上	m以下	〇〇海域上	m/s 以上	m以上	m以下	港・地点名	情報の入手元			風速	波高	視程	〇港				〇港				〇〇海域上				☐	第2条関係 1 運航を中止すべき条件数値のうち、風速、波高に関する条件数値は、過去に運航を中止したとき及び難航したとき（船舶の動揺により車両固縛装置が破損したとき、旅客の歩行が極めて困難となったときを含む）の気象・海象・水象を参考として定めること。なお、条件数値は、船舶の大きさ、堪航性、操縦性能、航路の自然的性質等物理的要素で算出するならば、船舶、航路の特殊性によってそれぞれ異なってくるものと考えられるが、類似航路に就航する類似船舶間の条件については、可能な限り統一的なものとすることが望ましい。 2 運航を中止すべき条件数値のうち、視程に関する条件数値は、大別した航路ごとにこれを統一的に定めることが望ましいため、別表のとおり全旅客船に対する「運航中止条件（視程）の設定基準」を示すので、これを基準として定めること。 3 港を使用しない航路の場合は、「発航地港内」を「発航地点」とすること。 4 「港・地点名」について、計測地点が特定できる場合にあっては、「〇〇港〇〇防波堤」等詳細に記載すること。 5 航路の特性に応じ、「風速」「波高」「視程」以外の条件により航行が不能となる場合はその条件を追加すること。（河川における「水位」等） 6 第2項の「港・地点名」は、前項の表に合わせて記載すること。 7 地域旅客船安全協議会に加盟していない場合は、第4項を次のように規定する。 「4 船長及び運航管理者は、第2項により入手した気象・海象に関する情報や予報の他、漁業者が発航を見合せている場合で、発航を中止すべき事実を把握したときは、発航を中止すること。」
港・地点名		発航中止条件																																						
	風速	波高	視程																																					
〇港	m/s 以上	m以上	m以下																																					
〇港	m/s 以上	m以上	m以下																																					
〇〇海域上	m/s 以上	m以上	m以下																																					
港・地点名	情報の入手元																																							
	風速	波高	視程																																					
〇港																																								
〇港																																								
〇〇海域上																																								

を決定し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。 4 船長及び運航管理者は、第2項により入手した気象・海象に関する情報や予報の他、自社が加盟する地域旅客船安全協議会の会員又は構成員からの意見により、入港を中止すべき事実を把握したときは、入港を中止すること。		3 港を使用しない航路の場合は、「入港」を「着岸」とし、「港・地点名」を「岸壁もしくは棧橋」とすること。 4 航路の特性に応じ、「風速」「波高」「視程」以外の条件を追加することは差し支えない。（河川における「水位」等） 5 第2項の「港・地点名」は、前項の表に合わせて記載すること。 6 地域旅客船安全協議会に加盟していない場合は、第4項を削除する。
（運航の可否判断の手順図） 第4条の2 本章各条に規定する運航の可否判断の手順をまとめた図は別紙のとおりとする。	□	第4条の2 関係 運航の可否判断の手順をまとめた図は、別紙として必ず本運航基準に添付すること。
（運航の可否判断等の記録） 第4条の3 運航管理者及び船長は、運航の可否判断（判断に至った気象・海象・水象（風速、視程及び波高）情報を含む。）、運航中止の措置及び協議の内容を〇〇〇に記録し、最後に記録された日から1年間保存するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における反転、避難、避泊、錨泊、抜港、臨時寄港の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時（運航日毎等）まとめて記載してもよい。	□	第4条の3 関係 運航の可否判断の記録は、運航管理日誌等に、気象情報（予報）及び措置、協議内容を記録する。特に運航中止基準に達した（達するおそれがある）場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。
第3章 船舶の航行 第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。 (1) 出入港配置 (2) 狭視界出入港配置 (3) 通常航海当直配置 (4) 狭視界航海当直配置 (5) 荒天航海当直配置 (6) 狭水道航行配置	□	第5条 関係 1 船舶の形態、航路の実態等から規定する必要がないと認められる配置は規定しないことができる。 2 極めて短距離の航路の場合で、かつ、乗組員数が極めて小人数のため本条を置く意味がない場合は規定しないことができる。 3 常時就航している船舶が1隻で、船長が運航管理者を兼務している場合は、本文を「船長は次の配置を定めておくものとする。」とする。
（運航基準図等） 第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。 (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離 (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等） (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻） (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間 (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域 (6) 船長が（副）運航管理者と連絡をとるべき地点 (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置 (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項 2 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。	□	第6条 関係 1 通船の場合は次のように規定することができる。 「運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。 (1) 標準航行経路（発着場と泊地間の標準経路） (2) 地形、水深、潮流等から、航行上、特に留意すべき個所 (3) その他航行の安全を確保するために必要な事項」 2 河川湖沼船（川下り船を除く。）及び観光船の場合は次のように規定することができる。 「運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。 (1) 基準経路（発着場の位置、針路、変針点等） (2) 地形、水深、潮（水）流等から、航行上、特に留意すべき個所 (3) その他航行の安全を確保するために必要な事項 3 川下り船の場合は次のように規定することができる。 「運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。 (1) 起点及び終点の位置並びに相互間の距離 (2) 標準運航時刻（起点及び終点の発着時刻） (3) 地形、水位等から、航行上、特に留意すべき事項 (4) その他航行の安全を確保するために必要な事項」 4 寄港地がない場合は(1)及び(3)中「起点、終点及び寄港地」を「起点及

		び終点」とする。 5 主要地点通過時刻を記載する必要がない航路の場合は、(3)中「並びに主要地点通過時刻」を削除する。 6 海図を使用している場合は(7)を削除する。 7 海図を使用していない場合は第2項を削除する。また、「第3条第1項の海域」等について該当するものがないものについては削除する。															
(基準経路) 第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用(第1)基準経路及び第2基準経路の2経路とする。 2 基準経路の使用基準は、次表のとおりとする。 (例) <table><tr><td>名称</td><td>使用基準</td></tr><tr><td>常用(第1)基準経</td><td>周年</td></tr><tr><td>第2基準経路</td><td>〇〇海域の風向が〇～〇で風速が〇〇m/sを超えるとき</td></tr></table> 3 船長は、第2基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。	名称	使用基準	常用(第1)基準経	周年	第2基準経路	〇〇海域の風向が〇～〇で風速が〇〇m/sを超えるとき		第7条関係 1 表は例示であり、航路の自然的性質等から常用基準経路のみを定めればよい場合は、表の「第2基準経路」及び第2項を規定する必要はない。 2 通船、河川湖沼船の場合で針路、変針点等を定めることが困難な航路については、おおよそのルートを定めて差し支えない。 3 常時就航している船舶が1隻で、船長が運航管理者を兼務している場合は、第2項を規定する必要はない。									
名称	使用基準																
常用(第1)基準経	周年																
第2基準経路	〇〇海域の風向が〇～〇で風速が〇〇m/sを超えるとき																
(速力基準等) 第8条 速力基準は、次表のとおりとする。 (例) <table><tr><td>速力区分</td><td>速力</td><td>毎分機関回転</td></tr><tr><td>最微速</td><td>ノット</td><td>rpm</td></tr><tr><td>微速</td><td></td><td></td></tr><tr><td>半速</td><td></td><td></td></tr><tr><td>航海速力</td><td></td><td></td></tr></table> 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。	速力区分	速力	毎分機関回転	最微速	ノット	rpm	微速			半速			航海速力				第8条関係 1 表は例示であり、船舶の実態に応じて定めるのは差し支えない。 2 機関の発停、速力の増減を船橋で行う場合は、第2項中「及び機関室の操作する位置から見易い場所」を削除する。 3 船外機を使用している船舶等で、速力及び毎分機関回転数などを表示できる設備がない場合は、第1項及び第2項を削除することができる。 4 旋回径、惰力が非常に小さい小型の船舶の場合は、第3項の操縦性能表を備え付けることを要しない。
速力区分	速力	毎分機関回転															
最微速	ノット	rpm															
微速																	
半速																	
航海速力																	
(特定航法) 第9条 (例) 〇〇港の航法 (1) 船舶は、入港しようとするときは〇〇港第〇号灯浮標を左に見て水路に入り、水路の右側を航行しなければならない。 (2) 船舶は、出港しようとするときは、水路の右側を航行し、〇〇港第〇号灯浮標を左に見て通過しなければならない。 (3) 船舶は、水路においては他の船舶と並航して航行し又は他の船舶を追い越してはならない。 (4) 〇〇港第〇号灯浮標～〇〇港第〇号灯浮標間は〇〇ノット以下、〇〇港第〇号灯浮標～〇〇岸壁間は〇ノット以下に減速して航行しなければならない。 (5) 〇〇港における入港待ち泊地及び転錨泊地は、〇〇錨地とする。		第9条関係 1 海上保安官署の指導航法、事業者間の協定航法、社内指導航法等を規定する。 2 法定航法を規定することは差し支えない。 3 特定航法がない場合又は必要としない場合は規定する必要はない。 4 特定航法を規定しない場合でも航法上の留意事項を規定することは差し支えない。															
(通常連絡等) 第10条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、運航管理者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。 (1) 〇〇地点、〇〇地点 (2) 連絡事項 ① 通過地点名		第10条関係 1 2地点間(寄港地を含む。)の航海時間が1時間未満、かつ、船舶の動静を常時把握できる場合は規定する必要はない。 2 船長が、運航管理者を兼務している場合は、第1項中「運航管理者」を「本社」とする。 3 船長が運航管理者を兼務している場合であって、常時就航している船舶															

② 通過時刻 ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況 ④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項 2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。		が1隻の場合は、第2項中「運航管理者」を「本社の運航管理補助者」とし、常時就航している船舶が複数の場合は「運航管理者」を「運航管理者又は運航管理補助者」とする。												
(入港連絡等) 第11条 船長は、入港〇〇分前となったときは（〇〇港向け航行中〇〇岬に至ったときは）、運航管理者又は運航管理補助者に次の事項を連絡しなければならない。 (1) 入港予定時刻 (2) 運航管理者又は運航管理補助者の援助を必要とする事項 2 前項の連絡を受けた運航管理者又は運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとする。 (1) 着岸岸壁の使用船舶の有無 (2) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況 (3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速） (4) その他操船上の参考となる事項	□	第11条関係 1 通船、河川湖沼船の場合は規定する必要はない。 2 短距離航路であって次の場合は規定する必要はない。 (1) 出入する2地点が視野の内にある場合 (2) 視野の内にはないが、2地点の気象・海象がほぼ同様に短時間に入港する場合 (3) 専用バースを有し、港内のふくそう度が低く、港内の気象・海象も穏やかである場合 3 第2項の連絡事項は、航路又は港湾の実態に応じて必要と認められる事項に限ってよい。例えば専用バースが確保されており、他の船舶の使用が皆無の場合は(1)及び(2)は規定する必要はない。 4 船長が運航管理者を兼務している場合は、第1項本文及び(2)並びに第2項中「運航管理者又は」を削除する。												
(連絡方法) 第12条 船長と運航管理者等との間で常時連絡をとるための通信手段は、次の方法による。 (例) <table><tr><td></td><td>区分</td><td>連絡先</td><td>連絡方法</td></tr><tr><td>(1)</td><td>通常の場合</td><td>当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する（本社又は）営業所</td><td>無線電話、衛星電話、携帯電話（〇〇）</td></tr><tr><td>(2)</td><td>緊急の場合</td><td>本社又は最寄りの営業所</td><td>無線電話、衛星電話、携帯電話（〇〇）</td></tr></table>		区分	連絡先	連絡方法	(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する（本社又は）営業所	無線電話、衛星電話、携帯電話（〇〇）	(2)	緊急の場合	本社又は最寄りの営業所	無線電話、衛星電話、携帯電話（〇〇）	□	第12条関係 1 表は一例であるので、実際に使用している通信設備を記載すればよい。 2 船長と運航管理者の間で使用する全ての通信設備を記載すること。 3 連絡方法として携帯電話を使用する場合は、携帯通信回線事業者（携帯キャリア）名を明記すること。 4 常時就航している船舶が1隻で、船長が運航管理者を兼務している場合は、本文中「運航管理者又は」を削除する。
	区分	連絡先	連絡方法											
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する（本社又は）営業所	無線電話、衛星電話、携帯電話（〇〇）											
(2)	緊急の場合	本社又は最寄りの営業所	無線電話、衛星電話、携帯電話（〇〇）											
(機器点検) 第13条 船長は、入港着岸（棧）前、棧橋手前（防波堤手前）〇〇〇m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進（CPPの場合は翼角作動）、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。	□	第13条関係 機関の点検は、岸壁棧橋への衝突等を防止するため、行き脚を制御し、クラッチ、C P P装置等の異状を確認するもので、着棧棧橋から〇〇〇m以上手前、港内入港前等入港地の状況に応じ安全な海域において、適切な時期に実施するよう記載すること。												
(記録) 第14条 第17条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を〇〇〇に記録し、1年間保存するものとする。	□	第14条関係 基準航路の変更に関する記録は、運航管理日誌等に、気象状況（予報）、措置及び協議内容を記録するものとする。												

		発航の中止	基準航行の中止	入港の中止
一般	航路距離 300km以上のもの	(発航を中止すべき港内の視程) 1000m以上の数値を定めるものとする。ただし、船首見張員、船橋見張員及びレーダ監視員の配置又は先導のための船舶の配備を行い、港内における基準速力を減じて航行する場合は、500mを限度として1000mを下回る数値を定めうるものとする。	(適切な措置をとり始めるべき航路上の視程) 1000m以上の数値を定めるものとする。	(入港を中止すべき港内の視程) 1000m以上の数値を定めるものとする。ただし、船首見張員、船橋見張員及びレーダ監視員の配置又は先導のための船舶の配備を行い、港内における基準速力を減じて航行する場合は、500mを限度として1000mを下回る数値を定めうるものとする。
		(発航を中止すべき近接海域の視程（予想視程を含む。）) 300m以上の数値を定めるものとする。	(機関の停止等抜本的措置をとり始めるべき特定海域の指定) 300m以上の数値を定めるものとする。	
航路	航路距離 300km未満のもの	(発航を中止すべき港内の視程) 500m以上の数値を定めるものとする。ただし、船首見張員、船橋見張員及びレーダ監視員の配置又は先導のための船舶の配備を行い、港内における基準速力を減じて航行する場合は、400mを限度として500mを下回る数値を定めうるものとする。	(適切な措置をとり始めるべき航路上の視程) 500m以上の数値を定めるものとする。	(入港を中止すべき港内の視程) 500m以上の数値を定めるものとする。ただし、船首見張員、船橋見張員及びレーダ監視員の配置又は先導のための船舶の配備を行い、港内における基準速力を減じて航行する場合は、400mを限度として500mを下回る数値を定めうるものとする。
		(発航を中止すべき近接海域の視程（予想視程を含む。）) 200m以上の数値を定めるものとする。ただし、レーダを有しないものにあつては、300m以上の数値を定めるものとする。	(機関の停止等抜本的措置をとり始めるべき特定海域の指定) 200m以上の数値を定めるものとする。ただし、レーダを有しないものにあつては、300m以上の数値を定めるものとする。	
小規模航路		(発航を中止すべき港内の視程) 300m以上の数値を定めるものとする。	(適切な措置をとり始めるべき航路上の視程) 300m以上の数値を定めるものとする。	(入港を中止すべき港内の視程) 300m以上の数値を定めるものとする。

- ※ 本設定基準に基づき船首見張員、船橋見張員及びレーダ監視員の配置を規定する場合は、それらが確実に実施されるようあわせて「狭視界時出入港部署表」を作成させること。
- ※ 港湾の自然的条件が極めて厳しく濃霧の発生期間が長期にわたるため原則を下回る発航又は入港の中止条件を定める必要があるものにあつては、先導船の配備を必須の要件とし、300mを限度として原則を下回る値を定めることができるものとする。
- ※ 港内通船又は河川、湖沼等における渡船等、極めて短距離の航路において、対岸までの距離が300m未満である等、中止条件の下限を300mとすることが適当でない認められるものについては、適宜、これを下回る値として差しつかえない。
- ※ ホバークラフト、水中翼船及び高速艇(ホバークラフト及び水中翼船以外の総トン数300トン以下の船舶であつて、航海速力が22ノット以上のものをいう。)にあつては、上記にかかわらず次によるものとする

	発航の中止		基準航行の中止		入港の中止
	港内の視程	近接海域の視程(予想視程を含む。)	適切な措置をとり始めるべき視程	機関の停止等抜本的措置をとり始めるべき特定海域の指定	港内の視程
ホバークラフト	1,000m以上の数値を定めるものとする。	800m以上の数値を定めるものとする。	1,000m以上の数値を定めるものとする。	800m以上の数値を定めるものとする。	1,000m以上の数値を定めるものとする。
水中翼船	800m 〃	500m 〃	800m 〃	500m 〃	800m 〃
高速艇	500m 〃	300m 〃	500m 〃	300m 〃	500m 〃

作業基準（ひな形）	確認	作成要領
小規模航路事業者用 作 業 基 準 （ひな形） 令和 年 月 日 〇〇〇〇株式会社 目 次 第1章 目的 第2章 作業体制 第3章 危険物等の取扱い 第4章 乗下船作業 第5章 旅客の遵守事項等の周知		(注) 業務の一部（綱取作業、旅客の誘導作業、自動車の積込み及び陸揚げ等の陸上作業等）を委託している場合は、委託業務に係る運航の管理に関する業務も安全管理規程中に明記すること。
第1章 総則 （目的） 第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、〇〇航路の作業に関する事項に係る基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。	□	
第2章 作業体制 （作業体制） 第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。 （例） （1） 陸上作業 ① 乗下船する車両の誘導 車両誘導係（〇人） ② 乗下船する旅客の誘導 旅客誘導係（〇人） ③ 可動橋等陸上岸壁施設の操作 操作係（〇人） ④ 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し 綱取係（〇人） ⑤ 乗船待機中の車両の整理 駐車場整理係（〇人） （2） 船内作業 ① 乗下船する車両の誘導・・・・・・車両誘導係（〇人） ② 乗下船する旅客の誘導・・・・・・旅客誘導係（〇人） ③ 固縛装置の取り付け、取りはずし・・固縛係（〇人） 2 乗組員以外の者が、船内で作業に従事する場合は、船内作業指揮者の指揮を受けるものとする。 3 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、作業現場にあつては、腕章等の所定の標識をつけ、その所在を明確にしておくものとする。	□	第2条関係 1 作業員は、二つ以上の作業区分を兼務して差し支えない。 2 乗組員のみで船内作業を行う場合は第2項を規定する必要はない。 3 作業区分は例示であるので作業の実態に応じて定めることは差し支えない。 4 自動車航送を伴わない旅客船の場合は本条を次のように規定する。 「第2条 運航管理者又は運航管理補助者は、陸上作業員を指揮して陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の綱取り及び綱放し等の作業を実施する。 2 船長は、船内作業員を指揮して、船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。」 5 自動車航送を伴わない旅客船の場合であつて、運航管理補助者だけで陸上作業を実施している場合は上記4の第2条第1項中「運航管理者又は」及び「陸上作業員を指揮して」を削除する。 6 自動車航送を伴わない旅客船の場合であつて、乗組員だけで離着岸等を行う場合は本条を次のように規定する。

		「第2条 船長は、船内作業員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。」 7 陸上作業指揮者を置かず、運航管理補助者が直接陸上作業を指揮する場合は、条文中の「陸上作業指揮者」を「運航管理補助者」と読み替えるものとする。
(陸上作業指揮者の所掌) 第3条 陸上作業指揮者は、運航管理者又は運航管理補助者の命を受け、陸上作業員を指揮して陸上における次の作業を実施する。 (1) 乗船待機中の旅客及び車両の整理 (2) 乗下船する旅客及び車両の誘導 (3) 船舶の離着岸時の綱取り、綱放し並びに旅客及び車両乗降用施設等の操作 (4) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業	□	第3条関係 1 自動車航送を伴わない旅客船の場合は規定する必要はない。 2 運航管理補助者が直接陸上作業を指揮する場合は、見出しの「陸上作業指揮者の所掌」を「陸上作業の指揮」とし、「陸上作業指揮者は、運航管理者又は運航管理補助者の命を受け」を「運航管理補助者は」とする。
(船内作業指揮者の所掌) 第4条 船内作業指揮者は、船長の命を受け、船内作業員を指揮して船舶上における次の作業を行う。 (1) 旅客及び車両の乗下船時の誘導並びに車両の積付け (2) 船舶の離着岸時における旅客及び車両乗降用施設の操作 (3) その他旅客及び車両の乗下船に関する作業	□	第4条関係 自動車航送を伴わない旅客船の場合は規定する必要はない。
第3章 危険物等の取扱い (危険物等の取扱い) 第5条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。 3 陸上作業指揮者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、車両の積載貨物その他の物品が前2項の危険物等に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。 4 船長及び陸上作業指揮者は前3項の措置を講じたときは、その状況を運航管理者に報告するものとする。	□	第5条関係 1 運送約款等で危険物を運送しないこととしている場合は、第1項にその旨規定する。 2 自動車航送を伴わない旅客船の場合は、第3項及び第4項を次のように規定する。 「3 陸上作業員又は船内作業員は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。 4 船長及び陸上作業員は前3項の措置を講じたときは、直ちに、その状況を運航管理者に報告するものとする。」 3 運航管理補助者が直接陸上作業を指揮している場合は、第3項及び第4項中「陸上作業指揮者」を「運航管理補助者」とする。
第4章 乗下船作業 (乗船待ちの旅客及び車両の整理) 第6条 駐車場整理係員は、乗船待ちの旅客等が船舶の離着岸作業、車両乗降用施設等の操作又は乗下船する車両により危害を受けないよう、待合所等所定の場所に整理し待機させる等安全の確保に努める。 2 駐車場整理係員は、乗船待ちの車両をトラック、乗用車等に区分し、下船する旅客及び車両の通行に支障とならないよう所定の場所に駐車させる。 3 駐車場整理係員は、駐車中の車両を点検し、燃料洩れの車両があるときは陸上作業指揮者に報告してそ	□	第6条関係 1 自動車航送を伴わない旅客船の場合は規定する必要はない。 2 第2項は、航路の状況、駐車場の状況等に応じて最も適当な車両の整理方法を定め、その旨規定する。 3 運航管理補助者が直接陸上作業を指揮する場合は、第3項、第4項及び第5項中「陸上作業指揮者」を「運航管理補助者」とする。

の指示を受け、乗船までに修理させ又は乗船を拒否するものとする。 4 駐車場整理係員は、貨物積載車両を点検し、積付け又は固縛の状況が不良と認められるものについては、陸上作業指揮者に報告してその指示を受け、当該車両の運転者に積付けの是正又は再固縛若しくは増固縛を行わせる。点検に際しては重量貨物又は嵩高貨物積載車については特に留意する。 5 陸上作業指揮者は、車両への積載貨物の重量又は形状が大であるため、船内における積込み場所を特定し又は船内において再固縛を施す等考慮する必要があると認められるときは、その旨を船内作業指揮者に連絡する。		
(乗船準備作業) 第7条 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客の乗船及び車両の積込み作業に関し十分な打合せを行い、各作業員に乗船作業開始時刻を周知する。原則として、旅客については離岸〇〇分前、車両については離岸〇〇分前から乗船作業を開始する。 2 乗船作業開始時刻になったときは、陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれの作業員を配置して乗船通路を設置する。 3 船内作業指揮者は、乗船通路が確実に設置されていることを確認した後、陸上作業指揮者及び船内作業員に乗船開始の合図をする。	□	第7条関係 1 自動車航送を伴わない旅客船の場合は規定する必要はない。 2 運航管理補助者が直接陸上作業を指揮する場合は、本条中「陸上作業指揮者」を「運航管理補助者」とする。
(旅客の乗船) (例1) 第8条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の乗船開始の合図を受けた後、陸上の旅客係員に旅客の乗船を開始するよう指示する。(第2項以下は共通) (例2) 第8条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の乗船開始の合図を受けた後、車両の積込みに先立って陸上の旅客係員に旅客の乗船を開始するよう指示する。 2 陸上の旅客係員は、旅客を乗船口に誘導する。 3 船内の旅客係員は、旅客を乗船口から船内へ誘導する。 4 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認する。	□	第8条関係 1 (例1)は、旅客と車両の乗降口が異なり、かつ、両者の通行が平面上で交差しない場合の規定例である。 2 (例2)は、乗降口が同一個所又は旅客と車両の通行が平面上で交差する場合の規定例である。 3 自動車航送を伴わない旅客船の場合は次のように規定する。 「(乗船作業) 第〇条 旅客の乗船は、原則として離岸〇分前とする。 2 離岸〇分前になったときは、船内作業員は舷門を開放し、陸上作業員に旅客の乗船を開始するよう合図する。 3 陸上作業員は旅客を乗船口に誘導する。 4 陸上作業員及び船内作業員は、乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、それぞれ運航管理補助者及び船長に乗船旅客数を報告する。」 4 自動車航送を伴わない旅客船の場合であって運航管理補助者だけで陸上作業を実施している場合は、上記3第〇条第1～3項中、「陸上作業員」を「運航管理補助者」とし、第4項を次のように規定する。 「4 運航管理補助者及び船内作業員は、乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、船内作業員は乗船旅客数を船長に報告する。」 5 自動車航送を伴わない旅客船の場合であって、乗組員だけで離着岸等を実施している場合は、上記3第〇条第2項全文を「離岸〇分前となったときは、船内作業員は舷門を開放し、旅客の乗船を開始する。」とし、第3項を削除し、第4項全文を「船内作業員は乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して船長に報告する。」とする。

(車両の積込み) 第9条 陸上作業指揮者は、船内作業指揮者の積込み開始の合図を受けた後、陸上の車両誘導係員に車両の積込みを開始するよう指示する。 2 陸上の車両誘導係員は、車両をランプウェイの先端まで誘導し船内の車両誘導係員に車両の誘導を引継ぐ。この場合、乗車人に対し禁煙及びサイドブレーキの掛け忘れ防止を指示する。 3 船内の車両誘導係員は、陸上の車両誘導係員から引継ぎを受けた車両をその積付け位置まで誘導する。この場合、既に車両を離れ、客室に移動しつつある乗車人（以下「航送旅客」という。）の安全に十分注意しなければならない。 4 船内の車両誘導係員は、航送旅客を客室の通路へ安全に誘導する。	□	第9条関係 1 自動車航送を伴わない旅客船の場合は規定する必要はない。 2 運航管理者が直接陸上作業を指揮している場合は、第1項中「陸上作業指揮者」を「運航管理補助者」とする。									
(自動車の積付け等) 第10条 自動車の積付けは、次のとおりとする。 (1) 自動車の負担重量を平均するよう搭載すること。 (2) 自動車列の両側に幅60cm以上の通路を船首尾方向に設けること。 (3) 船首尾両端を除き、横方向に幅1m以上の通路を1条以上設けること。 2 船内車両誘導係員は、車両の積付けの際次の措置を講ずる。 (1) 運転者に対して、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引くように明確に指示し、これらを確認した後下車させ、車両区域にとどまらないよう指示すること。 (2) 前号の規定にかかわらず、危険物積載車の運転者に対して運航管理者又は船長の指示を受けて必要に応じ車内にとどまるよう指示すること。また、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車で、航海中、作業のため車両区域に立入ることの申出があった場合で、真にやむを得ないと認めるときは必要な範囲内でその作業を認めるものとする。 第11条 固縛係員は、すべての自動車について車止めを施す。 2 船長は、航行中に気象・海象が次表の左欄の条件に達するおそれがあると認めるときは、船内作業指揮者に対し、右欄の車両について車止めの増強、固縛装置の取付け、オーバーラッシングの実施等を指示する。 (例) <table border="1" data-bbox="231 1650 1626 1898"> <tr> <th></th><th>気象・海象</th><th>車種等</th></tr> <tr> <td>(1)</td><td>船首方向からの風速〇〇m/s以上又は船横方向からの風速〇〇m/s以上 (船首方向からの波高〇m以上又は船横方向からの波高〇m以上)</td><td>トラック、特殊自動車等の大型自動車、危険物積載車及びコンテナ</td></tr> <tr> <td>(2)</td><td>船首方向からの風速〇〇m/s以上又は船横方向からの風速〇〇m/s以上 (船首方向からの波高〇m以上又は船横方向からの波高〇m以上)</td><td>全車両及びコンテナ</td></tr> </table> 3 船内作業指揮者は、前2項の作業終了後、作業が完全に行われたことを確認する。		気象・海象	車種等	(1)	船首方向からの風速〇〇m/s以上又は船横方向からの風速〇〇m/s以上 (船首方向からの波高〇m以上又は船横方向からの波高〇m以上)	トラック、特殊自動車等の大型自動車、危険物積載車及びコンテナ	(2)	船首方向からの風速〇〇m/s以上又は船横方向からの風速〇〇m/s以上 (船首方向からの波高〇m以上又は船横方向からの波高〇m以上)	全車両及びコンテナ	□	第10条関係 1 自動車航送を伴わない旅客船の場合は規定する必要はない。 2 第1項(2)及び(3)自動車渡船構造基準の規定である。 3 危険物を搭載しないこととしている場合は、第2項(2)を次のように規定して差し支えない。 「前号の規定にかかわらず、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車で、航海中、作業のため車両区域に立入ることの申出があった場合で、真にやむを得ないと認めるときは必要な範囲でその作業を認めること。」 4 危険物積載車を搭載せず、かつ、短距離航路等の場合でミキサー車、保冷車又は家畜等積載車に関する作業、監視等の必要が全くない場合は第2項を次のように規定する。 「2 船内車両誘導係員は、車両の積付けの際、運転者に対して、エンジンを止め、灯火装置、ラジオ等電路系統のすべてのスイッチを切り、サイドブレーキを引くように明確に指示し、これらを確認した後下車させ、車両区域にとどまらないように指示する。」 第11条関係 1 自動車航送を伴わない旅客船の場合は規定する必要はない。 2 第1項は必ず規定する。 3 第2項の表は例示であり、風速又は波高のいずれか一つを規定すればよい。また船体の動揺度を基準としてもよい。航行海域の自然的性質等から、運航中止条件に達しない気象・海象の場合は、固縛等を施さなくても車両の転倒、接触等のおそれがない航路については第2項を規定しないことができる。 4 危険物積載車を運送しない場合は「及び危険物積載車」を削除する。
	気象・海象	車種等									
(1)	船首方向からの風速〇〇m/s以上又は船横方向からの風速〇〇m/s以上 (船首方向からの波高〇m以上又は船横方向からの波高〇m以上)	トラック、特殊自動車等の大型自動車、危険物積載車及びコンテナ									
(2)	船首方向からの風速〇〇m/s以上又は船横方向からの風速〇〇m/s以上 (船首方向からの波高〇m以上又は船横方向からの波高〇m以上)	全車両及びコンテナ									

(離岸準備作業) 第12条 陸上作業指揮者は、旅客の乗船及び搭載予定車両の積込みが終了したときは車両誘導係員を指揮して、直ちに各入口に遮断索を張って通行を禁止し、船内作業指揮者にその旨を連絡する。 2 船内作業指揮者は、陸上作業指揮者と連絡をとり船内作業員を指揮してランプウェイを収納する。 3 船内作業指揮者は、車両の積込みが終了したときは、作業員を指揮して航送旅客(第10条に定める危険物積載車、ミキサー車、保冷車又は家畜等積載車の運転者又は監視人を除く。)が車両区域内に残留していないことを確認した後、客室と車両区域間の通路又は昇降口を遮断する。 4 船内の旅客係員は、第1項の連絡を受けたときは直ちに舷門を閉鎖する。 5 船内作業指揮者は、前各項の作業が終了したときは、次に掲げる事項を速やかに船長に報告する。 (1) 乗船旅客数及び搭載車両数 (2) 第10条第2項第2号の措置をした場合は、その状況(車種、人員等)	☐	第12条関係 1 自動車航送を伴わない旅客船の場合は規定する必要はない。 2 運航管理補助者が直接陸上作業を指揮している場合は、本条中「陸上作業指揮者」を「運航管理補助者」とする。 3 第3項()内の事項がない場合は「(第10条に・・・を除く。)」を削除する。 4 第10条第2項第2号の措置をとる必要のない航路の場合は、第5項を次のように規定する。 「 船内作業指揮者は、前各項の作業が完了したときは、速やかに乗船旅客数及び搭載車両数を船長に報告する。」
(離岸作業) 第13条 陸上作業指揮者は、離岸準備作業完了後、適切な時期に出港を放送させる(発航ベルを鳴らさせる)とともに、見送り人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障ないことを確認して、その旨を船内作業指揮者に連絡し、綱取係員を所定の位置に配置する。 2 船長は、すべての出港準備作業が完了したことを確認したならば、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障のないことを確認のうえ、係留索を放させ慎重に離岸、出港する。 3 陸上作業指揮者は、船長の指示により綱取係員を指揮して迅速、確実に係留策を放す。	☐	第13条関係 1 第1項中、「離岸準備作業完了後、適切な時期に」を「離岸時刻〇分前になったときは」と規定することができる。 2 運航管理補助者が直接陸上作業を指揮している場合は、本条中「陸上作業指揮者」を「運航管理補助者」とする。 3 自動車航送を伴わない旅客船の場合で、運航管理補助者だけが陸上作業を実施している場合は、本条を次のように規定する。 「第〇条 運航管理補助者は、離岸時刻〇分前になったときは、見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、船長の指示により迅速、確実に係留索を放す。」 4 自動車航送を伴わない旅客船の場合で、乗組員だけで離着岸作業を実施している場合は、本条を次のよう規定する。 「第〇条 船内作業員は、旅客の乗船が完了したときはその旨船長に報告し、船長の指示により迅速に離岸作業を行う。」
(着岸作業) 第14条 陸上作業指揮者は、船舶の着岸時刻〇〇分前までに綱取りその他の作業に必要な作業員を配置する。 2 陸上作業指揮者は、綱取係員を指揮して迅速、確実に綱取作業を実施する。この場合、陸上作業指揮者は、作業員が係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。 3 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。 4 船内作業指揮者は、船内の旅客誘導係員を指揮して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。	☐	第14条関係 1 運航管理補助者が直接陸上作業を指揮している場合は、本条中「陸上作業指揮者」を「運航管理補助者」とする。 2 自動車航送を伴わない旅客船の場合で、運航管理補助者だけで陸上作業を実施している場合は本条第1項及び第2項を次のように規定する。(第3項を第2項とする。) 「第〇条 運航管理補助者は、着岸時刻〇分前になったときは着岸準備を行い、着岸に際しては迅速、確実に綱取作業を実施する。」 3 自動車航送を伴わない旅客船の場合で、乗組員だけで離着岸作業を実施している場合は、本条を規定する必要はない。
(係留中の保安) 第15条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は、係留中、旅客及び車両の安全に支障のないよう係留方法、ランプウェイの保安に十分留意する。	☐	第15条関係 自動車航送を伴わない旅客船の場合は、「及び車両」を削除し、「ランプウェイ」を「タラップ」、又は「歩み板」等とする。
(下船準備作業) 第16条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認した後、船内作業指揮者に下船のために必要な作業の開	☐	第16条関係 1 自動車航送を伴わない旅客船の場合は規定する必要はない。

始を指示する。 2 船内作業指揮者は、前項の指示を受けたときは船内作業員を指揮して、車両区域の出入口を開放し、陸上作業指揮者と緊密な連携のもとにランプウェイを架設し、舷門を開放する。 3 船内作業指揮者は、ランプウェイの架設完了を確認した後、固縛係員を指揮して車両の車止めを取りはずす。		2 運航管理補助者が直接陸上作業を指揮している場合は第2項中「陸上作業指揮者」を「運航管理補助者」とする。
(旅客の下船) (例1) 第17条 船内の旅客係員は、船内作業指揮者の指揮を受け旅客の通路の設置を確認した後、旅客を誘導して下船させる。 (例2) 第17条 船内の旅客係員は、船内作業指揮者の指揮を受け、車両の下船が完了したことを確認した後、旅客を誘導して下船させる。	□	第17条関係 1 (例1)は、旅客と車両の乗降口が異なり、かつ、両者の通行が平面上で交差しない場合の規定例である。 2 (例2)は、乗降口が同一個所又は旅客と車両の通行が平面上で交差する場合の規定例である。 3 自動車航送を伴わない旅客船の場合は次のように規定する。 「(下船作業) 第○条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨陸上作業員及び船内作業員に合図する。 2 船内作業員は、陸上作業員と協力してタラップを架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させ、下船完了後、舷門を閉鎖し、船長に報告する。」 4 自動車航送を伴わない旅客船の場合で、運航管理補助者だけで陸上作業を実施している場合は、上記3第○条中「陸上作業員」を「運航管理補助者」とする。 5 自動車航送を伴わない旅客船の場合で乗組員だけで離着岸等を実施している場合は、上記3の第1項中「陸上作業員」及び第2項中「陸上作業員と協力して」を削除する。
(車両の陸揚げ) 第18条 船内作業指揮者は、船内の旅客係員を指揮して航送旅客の乗車に先立ち船内放送等により次の事項を周知する。 (1) 運転者は、係員の指示に従ってエンジンを始動すること。 (2) 航送旅客は、車両甲板では禁煙を厳守すること。 2 船内作業指揮者は、着岸後、船内車両誘導係員を指揮して航送旅客を乗車させる。 3 陸上作業指揮者は、ランプウェイ及びその付近の状況に異常のないことを確認した後、通行止めをとり、船内作業指揮者に陸揚げの合図をする。 4 船内作業指揮者は、前項の合図を受けたときは、船内における車両の陸揚げ準備が完了していることを確認した後、船内車両誘導係員に車両の陸揚げを開始させる。 5 船内車両誘導係員は、車両をランプウェイ上に停止させることのないように誘導する。 6 陸上作業指揮者は、車両の陸揚げに際しては、陸上作業員を指揮してランプウェイ及びその付近並びに陸上構内における車両通行の安全の確保に当たる。	□	第18条関係 1 自動車航送を伴わない旅客船の場合は規定する必要はない。 2 運航管理補助者が直接陸上作業を指揮している場合は第3項及び第6項中「陸上作業指揮者」を「運航管理補助者」とする。
(下船の終了) 第19条 旅客の下船及び車両の陸揚げが完了したときは、陸上作業指揮者と船内作業指揮者は相互に連絡をとり作業員を指揮して通路を遮断する。 2 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、旅客及び車両の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無を、それぞれ運航管理者又は運航管理補助者及び船長に報告する。	□	第19条関係 1 自動車航送を伴わない旅客船の場合は規定する必要はない。 2 運航管理補助者が直接陸上作業を指揮している場合は第1項中「陸上作業指揮者」を「運航管理補助者」とし、第2項中「陸上作業指揮者及び」及び「それぞれ運航管理者又は運航管理補助者及び」を削除する。

(車両の積込み等の中止) 第20条 船内作業指揮者及び陸上作業指揮者は、気象・海象の変化その他の理由により、車両の積込み又は陸揚げが危険な状態になったと認めるときは、作業を中断し船長にその旨通報する。 2 船長は、前項の通報を受けたときは、作業現場の状況を確認し、運航管理者又は運航管理補助者と協議して作業を中止するかどうかを決定する。 3 船長は、作業の中止又は継続を決定したときは、直ちに船内作業指揮者及び陸上作業指揮者にその旨を指示する。	□	第20条関係 1 自動車航送を伴わない旅客船の場合は規定する必要はない。 2 運航管理補助者が直接陸上作業を指揮している場合は第1項中「陸上作業指揮者」を「運航管理補助者」とし、第3項中「及び陸上作業指揮者」を削除する。
第5章 旅客の遵守事項等の周知 (乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知) 第21条 運航管理者は、発着場等の見やすい場所に旅客の遵守すべき事項等を掲示しなければならない。 (遵守事項等の掲示例) (1) 旅客及び車両は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。 (2) 車両は、乗下船時、徐行すること。 (3) 車両は、乗下船時、乗降中の他の車両の前に割込まないこと。 (4) 車両は、乗船時、係員の指示に従いヘッドライトを消灯すること(夜間)。 (5) 車両甲板における喫煙その他火気の取扱い禁止されていること。 (6) 車両甲板は、航行中、立入りが禁止されること。 (7) 車両甲板で下車する際は、必ずエンジンを止め、サイドブレーキを引き、すべてのスイッチを切り、施錠しておくこと。 (8) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。 (9) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。	□	第21条関係 自動車航送を伴わない旅客船の場合は次のように規定する。 「 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は旅客待合所又は発着場とする。 (1) 旅客は乗下船時及び船内においては係員の誘導に従うこと。 (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。 (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。」
(乗船旅客に対する遵守事項等の周知) 第22条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。 (1) 旅客の禁止事項 (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法 (3) 非常の際の避難要領(非常信号、避難経路等) (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報 (5) 高速航行中におけるシートベルトの着用 (6) その他旅客の遵守すべき事項 (例) ① 下船及び非常の際には、係員の指示に従うこと。 ② 航海中、許可なく車両区域に立入らないこと。 ③ 下船の際は、係員の指示に従って車両区域に入ること。 2 前項(2)の事項は、前項による掲示のほか、放送等(ビデオ放送その他の方法を含む。)により周知しなければならない。	□	第22条関係 1 自動車航送を伴わない旅客船の場合は第1項「(6) その他旅客の遵守すべき事項」を「(6) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと。」とする。 2 シートベルト設置対象船舶以外の船舶の場合は、第1項(5)を削除する。ただし、自主的にシートベルトを設置している船舶にあっては、これを規定して差し支えない。 3 第2項中「放送等」について、放送設備のない船舶にあっては口頭による周知としてもよい。
第23条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。 (1) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させること。 (2) 12歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。 (3) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させる	□	第23条関係 1 総トン数20トン以上の船舶を使用する場合は規定する必要はない。 2 暴露甲板が次のいずれの要件も満たす場合に限り、(1)中「着用させること。」を「着用させるよう努めること。」とすることができる。(3に掲げ

こと。	る場合を除く。) (1) 船内と船外の境目に固定して施設される手すり・柵、船内と船外の境目を形成する船体の一部及び船内と船外の境目に固定して設置された堅牢な椅子(当該椅子よりも舷端側に進入できないように設置されたものに限る。)など、船外への転落を防止するための設備であって、周囲に高さ75cm以上のもの(以下「船外への転落を防止するための設備」という。)が設けられていること。 (2) 船外への転落の防止に関し、次に定める事項が乗船者から常に見える箇所に表示されていること。この場合、必要に応じて複数の掲示物を表示する。 イ 固定して施設される高さ 75cm 以上のさく欄手すり等その他の船外への転落を防止するための設備に囲まれた船長が指定した場所(以下「指定場所」という。)の範囲(図示したものに限る。) ロ 救命胴衣を着用しないことについて船長の下承を得た場合は、指定場所内に限り着用義務が課されないこと。 ハ 船長は、あらかじめ確認した気象及び海象の予報に基づき船体の動揺が著しく大きくなることが予見されない場合に限り、船長が航行中に指定場所内において救命胴衣を着用しないことを了承すること。 ニ 指定場所内であっても救命胴衣の着用に努めること。 ホ 救命胴衣を着用せずに船外に身を乗り出す行為をしないこと。 ヘ 救命胴衣を着用せずに釣り等(旅客が行う可能性のある船外への転落のおそれがある行為を列挙すること。)の作業をしないこと。 ト 椅子の上で立ち上がらないこと(指定場所が椅子で囲まれている場合のみ。) チ ホ、ヘ、トの行為をする場合は救命胴衣の着用義務が生じること。 リ 指定場所内であっても船体の動揺が著しく大きくなる荒天時には船長の指示に従い救命胴衣を着用すること。 3 複雑な流れなどによる川特有の危険性により、不意に転覆し、旅客が落水するおそれのある小型船舶(総トン数20トン未満の船舶。以下同じ。)による事業として、流れが早く、白濁や、渦が見られるような河川で、幅3m未満の船舶(船体と同様に十分な強度を有し、船舶が傾斜した場合に直ちに水が流入しないような堅牢な船室を有する船舶を除く。)による事業を営む場合は、第23条を以下のとおりとするとともに、第24条として、以下の規定を追記する。なお、救命クッションは救命胴衣には該当しないので留意のこと。 また、小型船舶を使用し、河川において旅客を運送する川下り船又はそれに類似する事業のうち、前記以外の事業者についても、可能であれば、同様の規定を設ける。 「 (旅客に対する救命胴衣の着用に関する指示) 第23条 船長は、救命胴衣の着用に関し、以下の措置を講じなければならない。 (1) 旅客には、常時、救命胴衣の着用を徹底すること。 (2) 適切な小児用の小型船舶用救命胴衣を備え、12歳未満の児童に
------------	--

		は、その着用を徹底すること。 (3) 救命胴衣を着用しない、又は着用が困難な旅客については、乗船させないこと。 第24条 運航管理者は、船長その他の乗組員に自ら救命胴衣を着用させなければならない。」
--	--	--

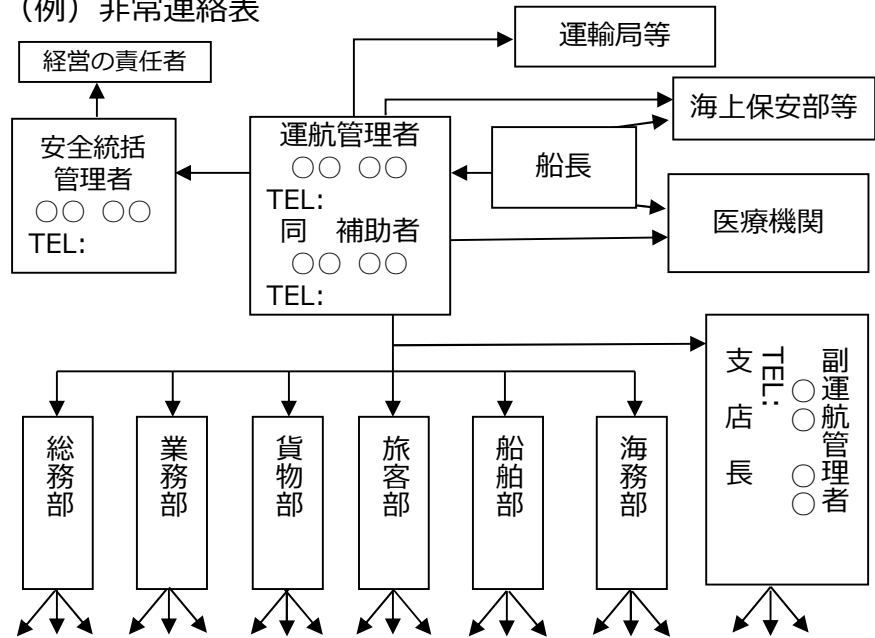
事故処理基準（ひな形）	確認	作成要領
小規模航路事業者用 事 故 処 理 基 準 （ひな形） 令和 年 月 日 〇〇〇〇株式会社 目 次 第 1 章 総則 第 2 章 事故等発生時の通報 第 3 章 事故の処理等		
第 1 章 総則 （目的） 第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、当社の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。	☐	
（事故等の範囲） 第 2 条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び第 2 項の事態（以下「インシデント」という。）をいう。 (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故（以下「人身事故」という。） (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故 (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の障害 (4) 強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の障害 2 この基準において、「インシデント」とは、旅客の輸送に従事する船舶における前項の事象に至るおそれのある次に掲げる事態をいう。 (1) 機関不良又は船舶へ装備された機器・装置等の故障により通常の運航が障害された事態 (2) 機関不良又は船舶へ装備された機器・装置等からの油漏れ (3) 避難港へ入港するに至った事態 (4) 航行中において、岸壁又は他の船舶等との衝突を回避するため、乗組員が緊急の操作を行った事態 (5) 離着岸作業中の係船策の破断 (6) その他の前項の事象に至るおそれがあると認められる事態 (7) 前号に掲げるもののほか、所轄地方運輸局が特に必要と認めて報告を指示したもの	☐	第 2 条関係 1 ひな形に準拠した内容を規定すること。 2 第 2 項の具体例 （例） 入港地向け通常航行中、濃霧となり視界が急激に悪化したところ自船の位置を見失い、レーダにより航行中、自船前方約20mに突然、防波堤を認めたため、機関を後進一杯に転じたところ、防波堤まで数10cmのところで停止したため、衝突をまぬがれた。
（軽微な事故への準用） 第 3 条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。	☐	第 3 条関係 ひな形に準拠した内容を規定すること。

第2章 事故等発生時の連絡

(非常連絡)

- 第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。
- 2 船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表「官公署連絡表」により最寄りの海上保安官署等を行うものとする。
- 3 運航管理者は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生に及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式を船舶及び事務所に備え置くものとする。
- 4 非常連絡は、原則として、次表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

(例) 非常連絡表



(非常連絡事項)

- 第5条 事故等が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。
- (1) 全事故等に共通する事項
- ① 船名
 - ② 日時
 - ③ 場所
 - ④ 事故等の種類
 - ⑤ 死傷者の有無
 - ⑥ 救助の要否
 - ⑦ 当時の気象・海象

第4条関係

- 1 「官公署連絡表」は、航路筋に関連するすべての海上保安官署及び運輸局等の名称及び所在地、連絡先（電話番号、メールアドレス等）、連絡手段及び連絡方法（無線局呼出符号、VHF呼出名称、電話等）を記載する。
- 2 「非常連絡表」は別表として差し支えない。
- 3 「非常連絡表」には、選任されているすべての安全統括管理者、運航管理者及び運航管理補助者の氏名、電話番号を表記すること。
- 4 表は例示であるので自社の組織に応じた連絡表を定める。
- 5 常時就航している船舶が1隻で、船長が運航管理者を兼務している場合は、第1項中「運航管理者」を「本社」とする。
- 6 船長が直接海上保安官署等へ連絡できない場合（通信波等の関係から）は第2項を規定する必要はない。

第5条関係

- 1 本条は、事故の状況の把握及び陸上からの救助措置のために必要な事項を例示したものであり、船舶及び航路の実態に応じて規定することは差し支えない。
- 2 自動車航送を伴わない旅客船の場合は車両に関する事項を削除する。

(2) 事故等の態様による事項				
	事故等の種類	連絡事項		
a	衝突	① 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） ② 船体、機器、車両の損傷状況 ③ 浸水の有無（あるときはd項） ④ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、（用）船主・船長名（できれば住所、連絡先） － 船舶衝突の場合 ⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等） － 船舶衝突の場合		
b	乗揚げ	① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触個所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④ 船体、機器、車両の損傷状況 ⑤ 浸水の有無（あるときはd項） ⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）		
c	火災	① 出火場所及び火災の状況 ② 出火原因 ③ 船体、機器、車両の損傷状況 ④ 消火作業の状況 ⑤ 消火の見通し		
d	浸水	① 浸水個所及び浸水の原因 ② 浸水量及びその増減の程度 ③ 船体、機器、車両の損傷状況 ④ 浸水防止作業の状況 ⑤ 船体に及ぼす風浪の影響 ⑥ 浸水防止の見通し ⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）		
e	強取、殺人 傷害、暴行 等の不法行為	① 事件の種類 ② 事件発生の端緒及び経緯 ③ 被害者の氏名、被害状況等 ④ 被疑者の人数、氏名等 ⑤ 被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等 ⑥ 措置状況		
f	人身事故 （行方不明 を除く）	① 事故の発生状況 ② 死傷者数又は疾病者数 ③ 発生原因 ④ 負傷又は疾病の程度 ⑤ 応急手当の状況 ⑥ 緊急下船の必要の有無		

g	旅客、乗組員等の行方不明	① 行方不明が判明した日時及び場所 ② 行方不明の日時、場所及び理由（推定） ③ 行方不明者の氏名等 ④ 行方不明者の遺留品等		
h	その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況		
i	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況		
第3章 事故の処理等 （船長のとるべき措置） 第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体、車両の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。 （1）海難事故の場合 ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討 ② 人身事故に対する早急な救護 ③ 連絡方法の確立（船内及び船外） ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導 ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施 （2）不法事件の場合 ① 被害者に対する早急な救護 ② 不法行為者の隔離又は監視 ③ 連絡方法の確立（船内及び船外） ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止 ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得 （運航管理者のとるべき措置） 第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。 2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。 3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。 （1）事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析 （2）海上保安官署への救助要請 （3）行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配 （4）必要人員の派遣及び必要物資の補給等 （5）船長に対する必要事項の連絡及び助言 （6）医師、病院、宿舍の手配等の旅客の救護のための措置 （7）乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知			第6条関係 □ 第7条関係 □	

(事故処理組織) 第 8 条 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。 (例) 事故処理組織表 <table><tr><td></td><td>職務</td></tr><tr><td>経営の責任者</td><td>総指揮</td></tr><tr><td>安全統括管理者、 運航管理者</td><td>総指揮補佐又は総指揮</td></tr><tr><td>救難対策班 班長 ○○○○ 班員 ○○○○ 〃 ○○○○</td><td>事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること。</td></tr><tr><td>旅客対策班 班長 ○○○○ 班員 ○○○○ 〃 ○○○○</td><td>旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理その他旅客（車両）対策に関すること。</td></tr><tr><td>庶務対策班 班長 ○○○○ 班員 ○○○○ 〃 ○○○○</td><td>被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応待（発表を除く。）、救援関係物資の調達・補給、その他庶務に関すること。</td></tr></table>		職務	経営の責任者	総指揮	安全統括管理者、 運航管理者	総指揮補佐又は総指揮	救難対策班 班長 ○○○○ 班員 ○○○○ 〃 ○○○○	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること。	旅客対策班 班長 ○○○○ 班員 ○○○○ 〃 ○○○○	旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理その他旅客（車両）対策に関すること。	庶務対策班 班長 ○○○○ 班員 ○○○○ 〃 ○○○○	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応待（発表を除く。）、救援関係物資の調達・補給、その他庶務に関すること。		第 8 条関係 1 表は例示であり、自社の組織、規模に応じて定めればよい。 2 非常対策本部を設置して事故の処理に当たる場合は一般航路用の事故処理基準（ひな形）を参照して定める。 3 運航管理者を総指揮とする場合又は事故の態様によって運航管理者を総指揮とする場合は第 2 項として次を加える。 「 2 事故処理組織の要員として指名された者は、事故処理に関する運航管理者の指揮に従わなければならない。」 4 常時就航している船舶が 1 隻で船長が運航管理者を兼務している場合は、表中「運航管理者」の欄を削除する。
	職務													
経営の責任者	総指揮													
安全統括管理者、 運航管理者	総指揮補佐又は総指揮													
救難対策班 班長 ○○○○ 班員 ○○○○ 〃 ○○○○	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること。													
旅客対策班 班長 ○○○○ 班員 ○○○○ 〃 ○○○○	旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理その他旅客（車両）対策に関すること。													
庶務対策班 班長 ○○○○ 班員 ○○○○ 〃 ○○○○	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応待（発表を除く。）、救援関係物資の調達・補給、その他庶務に関すること。													
(医療救護の連絡等) 第 9 条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。		第 9 条関係 常時就航している船舶が 1 隻で船長が運航管理者を兼務している場合は「運航管理者」を「社長」、「専務取締役」又は「○○○○」等とする。												
(現場の保存) 第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。		第10条関係 1 上記第 9 条関係と同様に規定する。 2 河川湖沼船の場合は、「関係海上保安官署等」を「警察署等」とする。												
(事故調査委員会) 第11条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりとする。 (例) 事故調査委員会 <table><tr><td></td><td>職名</td></tr><tr><td>委員長</td><td>経営の責任者</td></tr><tr><td>副委員長</td><td>安全統括管理者、運航管理者</td></tr><tr><td>委員</td><td>海務担当者 営業担当者 関係運航管理補助者</td></tr></table>		職名	委員長	経営の責任者	副委員長	安全統括管理者、運航管理者	委員	海務担当者 営業担当者 関係運航管理補助者		第11条関係 1 表は例示であり、自社の組織に応じて定める。 2 安全管理規程において、調査委員会を設置せず運航管理者が事故の原因等の調査を行うこととしている場合は本条を規定しない。				
	職名													
委員長	経営の責任者													
副委員長	安全統括管理者、運航管理者													
委員	海務担当者 営業担当者 関係運航管理補助者													